

第Ⅳ章 第１期倶知安町地域福祉計画

１「地域福祉計画」とは

私たちが日頃生活している地域には、子どもから高齢者、障がいのある人や日常生活に困難性のある人など、様々な人たちが暮らしています。地域福祉とは、その全ての人たちが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、町や町社協、事業者、ボランティア団体のほか地域の住民自身も支えあい、助けあいながら問題解決に向けて一緒に地域社会を築いていく取り組みのことです。

地域社会では、少子高齢化の進展による世帯の小規模化とそれに伴う家族機能の弱体化、近隣同士の付き合いの希薄化、加えて厳しさを増す社会経済情勢による貧困の拡大等が、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。そのため、これからもさまざまな生活課題や福祉問題が多様化、複雑化、潜在化していくものと予想されます。

このような生活課題や福祉問題に対し、地域住民や地域活動を行う人たちや福祉サービス事業者等が、行政機関や社会福祉法人の職員と協働し、それぞれの役割や特性を活かしつつ、地域社会でともに暮らす人たちが互いに支えあい、助けあいながら、より良い方策を見出していこうというのが、地域福祉の基本的な考え方です。

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、本町における「地域の支えあいによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「ともに生きる地域社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

社会福祉法（平成30年改正：抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (4) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

２ 施策の推進の基本的な考え方

第Ⅱ章で整理した地域福祉の現状と課題、さらに第Ⅲ章で示されている計画全体の基本理念や基本目標を踏まえた、第１期地域福祉計画における施策の推進の基本的な考え方は、次のとおりです。

一人ひとりが生きがいを持ち、安心して能力を発揮することができる、地域共生力の高い支えあいの地域づくりを目指し、地域福祉活動の活性化や、総合的・横断的に取り組むべき相談体制の構築などを推進します。

こうした施策の方向性を実現するためには、住民が主体となって地域福祉活動を推進する体制の整備や地域における生活支援、移送支援の推進、町内会及び地域コミュニティや民生委員児童委員活動の充実、年齢を重ね元気で活躍できる地域づくりや子育て支援の拡充などに加え、地域福祉を推進するモデル的な取り組みを進める必要があります。

このようなことから、第1期地域福祉計画では人材や組織に「厚み」や「広がり」のある、さまざまな地域生活課題に対応可能な地域づくりを目指します。

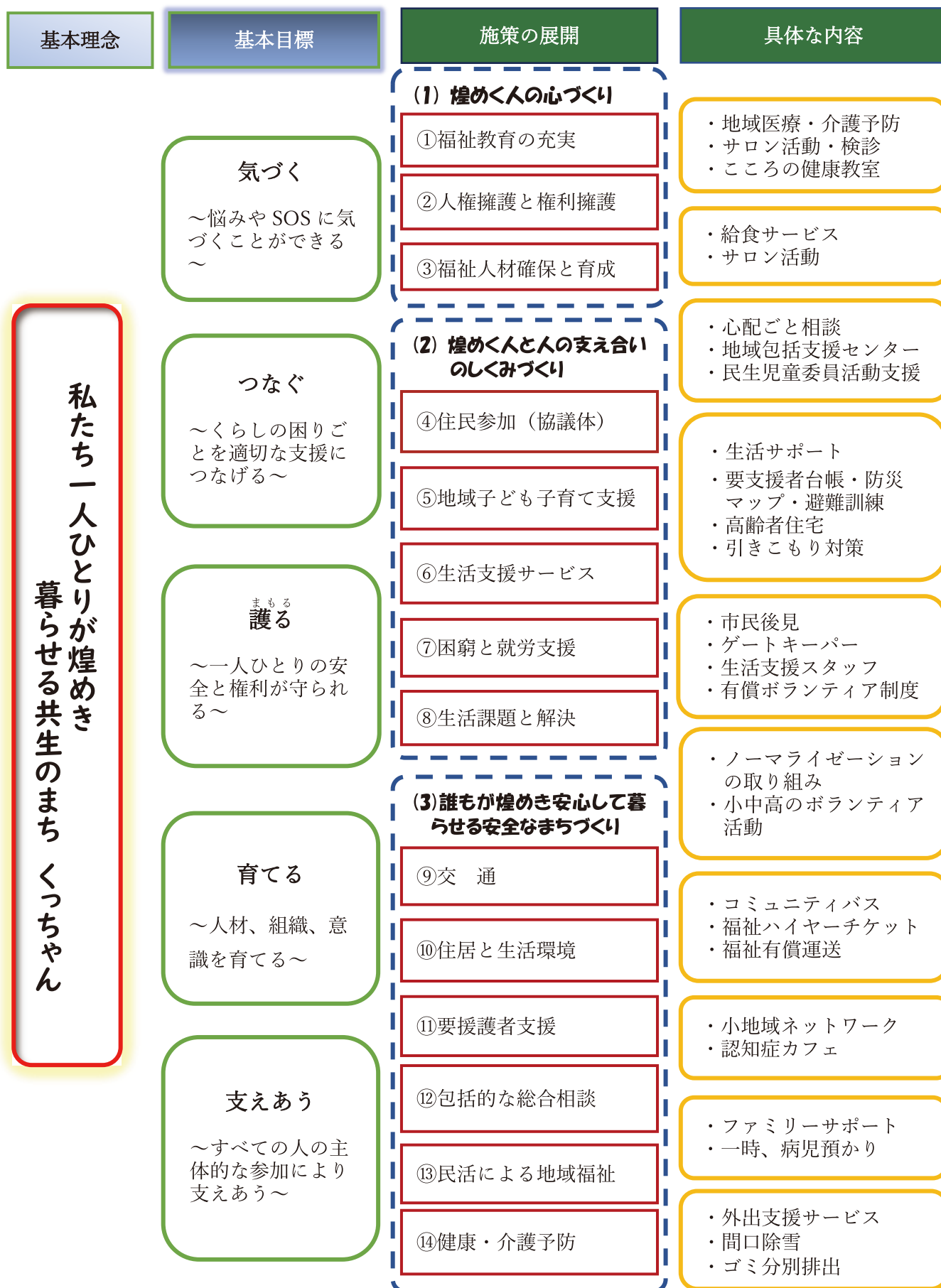
その実現に向け、地域における共生を実現する地域福祉活動の推進、地域コミュニティや町内会活動及び民生委員児童委員活動の支援、総合的、横断的、専門的な相談支援体制の整備、民間活力による地域福祉活動の促進などの取り組みを推進していくと同時に人生100年時代に向けた既存組織（町内会、地域コミュニティ、民生委員児童委員協議会、老人クラブ及びふれあいサロン等）のさらなる支援と新たな仕組み構想の展開をしていきます。

3 住民、関係団体、町、町社協の役割

地域福祉計画を推進するために期待される主な役割

地域住民	・さまざまな地域福祉活動や生活支援活動への参画 ・地域共生力の向上を目指すコミュニティ組織や町内会組織への加入促進 ・「支え手」と「受け手」としての位置付けられるのではなく、自身の能力を発揮していく啓発活動への理解と協力
関係団体	・地元企業や社会福祉法人等による民間活力を活かした地域福祉活動への主体的な参画 ・地域関係団体や福祉サービス事業者等による高齢者、障がい者などの見守り活動や災害時における支援への協力 ・地元企業や地域関係団体等によるボランティア活動や認知症サポーターなどへの養成講座等への積極的参加
町、町社協	・地域共生力の高い地域の実現に向けた地域福祉関連施策の総合的な推進 ・住民活動運動（地域コミュニティや町内会活動等）の活性化を促進するモデルエリアの推進 ・地域生活課題を抱える人への総合的な相談支援体制の構築 ・人生100年時代に向けた「支え手」「受け手」が交互にスイッチできる新たな組織体制整備への支援

4 取り組みの体系



5 地域福祉計画における取り組みと数値等目標

(1) 煌めく人の心づくり

地域における共生を実現する地域福祉活動の推進

地域福祉活動が活性化するためには、地域住民をはじめとする方々が、地域福祉を取り巻くさまざまな課題や目指す方向などについて理解を深め、自ら能動的に課題解決へ取り組み、行動支援する仕掛けが必要となります。

① 福祉教育の充実

(事業に関する現状と課題)

次代を担う子どもたちの福祉教育については、一昔前になりますが、福祉施設などへ保育所児や幼稚園児が訪問したり、中学生・高校生が同じく福祉施設で介護者と一緒にワークキャンプなどを実施し、介護現場の経験を学習する生徒さんなどの好評を得ていましたが、現在は系統だった取り組みについては不十分で、取り組みがないものの、小学校からの要請による出前による福祉器具を使った体験学習を行っています。

(事業の概要)

社会福祉への理解を深めるため、教育者や保護者などを巻き込んだ啓発については、開拓の余地がありますし、福祉学習の効果を家庭に広げることで、地域の福祉啓発を広げ、地域共生力を高めます。

◆福祉教育の充実目標

数値等目標		
現状	中間	最終
・小学校、中学校、高等学校での取り組みが進んでいない福祉教育についての検討	・小学生：学校教育目標の励行、福祉機器の体験活動 ・中高生：ボランティア実践者として、共同募金街頭啓発や、ボランティア活動を行う。	継 続
主な所管部署等	町福祉医療課、町教育委員会、町社協	

② 権利擁護と人権の擁護

(事業に関する現状と課題)

住民自身が主体的に福祉サービスを選べるようになってきたなかで、「福祉サービスを選び、決定すること」が困難な認知症高齢者や障がい者で判断能力の低下した方

への支援も同時に充実していなければなりません。支援するサービスとして日常生活自立支援事業や成年後見制度がありますが、これらの制度はまだ、十分に知られていない現状があります。また、弱い立場の方の虐待を防ぐため、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、児童虐待防止法、配偶者暴力防止法（DV防止法）などの法整備が行われていますが、これらを繋ぎ共有する虐待防止ネットワークは未設置です。

町内の高齢者施設や介護事業者の福祉サービスに関わる事業所は、第三者委員会を設置して、利用者等への利用に関する問題が発生すれば第三者委員会議を開催し、対応をしていますが、利用者や家族に知られていない現状があります。

（事業の概要）

日常生活自立支援事業や成年後見制度の一部を社会福祉協議会に委託し、認知症高齢者や障がい者で判断能力の低下した方などの支援と啓発を行います。

また、特に擁護者（家族）からの虐待については、世帯全体の問題が背景にあることが多いことや障害者差別解消法の取り組みも踏まえ、虐待ネットワーク化を進めます。

◆権利擁護と人権の擁護の充実目標

数値等目標		
現状	中間	最終
・生活サポートセンター事業を社会福祉協議会へ委託して、後見実務を行っているが、更なる啓発や理解周知の検討 ・虐待防止ネットワークの検討	・町広報や折り込み用の冊子作成 ・虐待防止ネットワークの立ち上げ	継 続
主な所管部署等	町地域包括支援センター、町社協	

③ 福祉人材確保と育成

（事業に関する現状と課題）

住民主体の地域活動の担い手として、町内会、自治会の中に福祉担当部長などがいます。その活動内容は、地域によって様々ではありますが、その多くは町の会議に参加する機会はないため、町、町内会連合会として統一した地域福祉事業を営むには至っていません。また、地域福祉活動に携わっている民生委員・児童委員は、主任児童委員 3 人を含め51人の定数ですが、18行政地区が未選任の状況です。

今後、地域福祉の担い手として、要支援者の増加に伴うボランティアの需要が高まることが予想されます。しかし、現在、町社協に登録されているボランティアは、16団体352人です。この中で、要支援者への除排雪や配食など行っているのは、4団体50人くらいです。

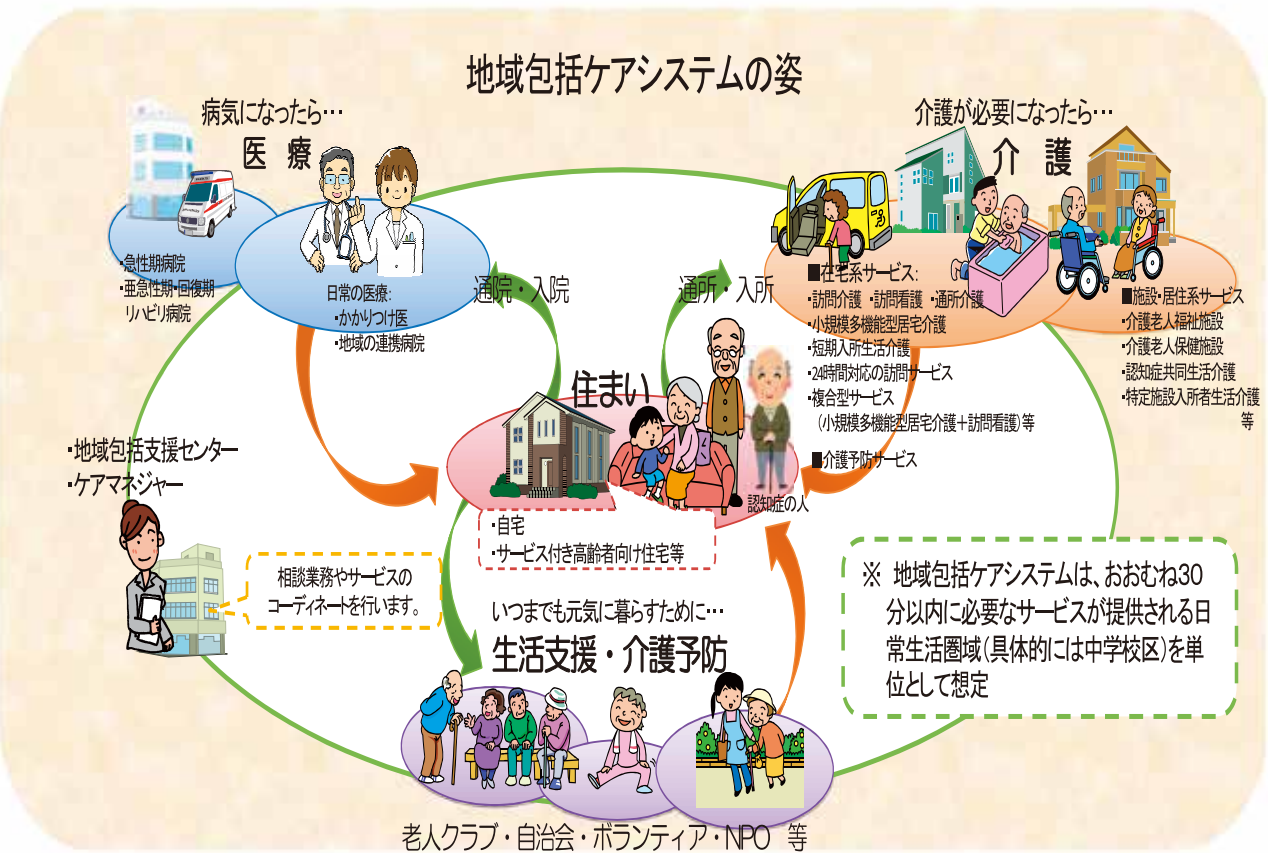
（事業の概要）

民生委員の体制整備と社会福祉協議会とともに町内会長・自治会長、福祉部長等の連携体制を取り組み、技術や技能をもっている特にシルバーの方へ向け「受け手」と「支え手」が自身の力を発揮していく仕組みづくりが求められています。

◆福祉人材確保と育成の充実目標

数値等目標		
現状	中間	最終
・民生委員の体制整備 ・町内会連合会と町内会の連携 ・社会福祉協議会及び福祉関係団体との有償の生活支援のメニューの洗い出し無償・有償ボランティアの登録制度への支援	・民生委員の定数確保 ・町内会との連携体制 ・生活支援メニューの検討とボランティア登録コーディネート者の養成支援	継続
主な所管部署等	町福祉医療課、住民環境課、町社協	

（２）煌めく人と人の支え合いのしくみづくり



平成27年（2015年）の介護保険制度改正に伴い、介護予防の訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行されました。そして、「住民等が参画する多様なサービス」の整備を国は求めており、俱知安の地域にあったサービスの検討を早急に進めていかなければなりません。

④ 住民参加（協議体）

（事業に関する現状と課題）

地域住民が主体的に介護予防及び生活支援等の地域福祉に関する課題を共有し、解決を目指して取り組みとして、「生活支援体制整備事業」を町社協に委託し、生活支援コーディネーターを置いています。介護保険法に位置付けられている「協議体」（助け合い活動を実施・推進する団体が連携・協働する場）は未設置となっております。

また、一方では、地域の現状を把握し、住み慣れた地域で住み続けるため、町社協を通じて小地域ネットワーク活動（サロン立ち上げ・見守り活動）に支援しています。

（事業の概要）

住民主体で、この「まち」の主に介護予防・生活支援に関する福祉課題等を協議し、解決に向けて取り組んでいくための協議機関である「協議体」の設置を既存機関の活用を含めて促進するとともに、議論の活性化を図るため議題提供などを推進し、住民主体のサロン事業の拡充と併せて、人生100年時代に向けた「支え手」「受け手」が、場面ごとに代わることができる新たな組織体制の整備支援を進めます。

◆住民参加による課題解決の目標

数値等目標		
現状	中間	最終
・介護保険法に基づく「第1層地域協議体」設置及び開催 ・ふれあいサロン事業を地域座談会へ拡充する検討 ・全町サロン事業の支援	・第1層地域協議体の開催回数 6回 ・サロン事業 10組織 ・全町サロン事業からの新たな組織化	・第1層地域協議体の開催回数 12回 ・サロン事業 15組織 ・新たな組織の仕組みと活動
主な所管部署等	町地域包括支援センター、町社協	

⑤ 地域子ども・子育て支援

（事業に関する現状と課題）

本町は、平成26年（2014年）8月に「俱知安町幼保再編支援基本方針」を作成し、

基本方針を基に、町内 3 か所の私立幼稚園は、平成29年度から平成30年度にかけて、認定こども園に移行するとともに、老朽化・狭隘化した町内 3 か所の公立保育所の統廃合を行い、平成30年（2018年）4月から1ヶ所の統合保育所として「くっちゃん保育所ぬくぬく」を新設し、保育の質の向上に向けた取り組みを進めています。

子育てに関する支援としては、総合的な相談対応窓口として、「子育て包括支援センター」をこども未来課内に設置し、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を行い、「子育て支援センター」を「くっちゃん保育所ぬくぬく」内に併設して、安心して遊べる場を確保し、育児に関する相談や情報交換の場の提供を行っています。

また、子育て家庭への支援として、中学校終了前の子どもを対象に子ども医療費助成制度、児童の健全育成として、児童館・放課後児童クラブの運営など、保護者への負担軽減や多様なニーズへの対応を進めていきます。

（事業の概要）

相談等を通して把握した子育て支援ニーズについて、関係機関と連携し、地域福祉分野での子育て援助活動事業におけるファミリーサポートなど検討を進めます。

◆地域子ども・子育て支援の課題解決の目標

数値等目標		
現状	中間	最終
・ファミリーサポート事業支援の検討 ・有資格者の登録を検討 ・多様化する子育て支援検討	・ファミリーサポート事業への支援 ・有資格者の登録制度への支援 ・多様化する子育て支援	継 続
主な所管部署等	町福祉医療課、子ども未来課、町社協	

⑥ 生活支援サービス

（事業に関する現状と課題）

町のこれまでの総合計画、人口ビジョン調査において、「住みやすい」と感じる利点は、「自然環境が豊か」「買い物が便利」「安全安心な場所」等と回答した方が過半を占めています。一方で、「住みにくい」と感じる欠点は、「雪の多さ」「家賃や土地の高騰」「交通が不便」と回答した方が過半数を占めています。

今後、重視すべき施策の上位「除排雪対策の充実」、「医療の充実」、「公共交通の充実」、「高齢者福祉・介護支援の充実」となっています。

本計画のアンケートからも雪かき等は支援が必要な取り組みの上位となっており、

地域が支え合って、暮らし続けていく生活支援で実費負担を求めても、サービスの確保が望まれているものは、「雪かき・間口除雪」、「医療機関、買い物など外出支援」などとなっております。一方で、このような支援サービスに参加したい方もいることから、負担と給付のマッチングの検討を進めることが重要です。

（事業の概要）

老若男女問わず全ての世代が、「受け手」と「支え手」に限定しない行政制度外の制度創生を検討していきます。

◆生活支援サービス事業に向けて取り組んでいくための目標

数値等目標		
現状	中間	最終
- 生活支援メニューの検討支援 - 生活支援の有償ボランティアの登録制度への検討支援	- 有償ボランティア登録と研修会の実施支援 - 生活支援ニーズとボランティアとの研修会支援	継 続
主な所管部署等	町福祉医療課、町社協	

⑦ 困窮と就労支援

（事業に関する現状と課題）

本町において、法的に保護されている被保護者数は、これまで減少しつつありましたが、昨今のコロナ禍における生計維持困難者（困窮世帯）の相談件数は、令和2年（2020年）3月から令和3年（2021年）11月までに944件、緊急小口貸付及び総合支援資金貸付は、合わせて6,000万円を上回る増加の一途を辿っています。

また、「NPO 法人くらし・しごと相談処しりべし（余市町）」が行っている相談件数は、就業から住居までが一連の生活課題として、110世帯の相談件数があり、輻輳した課題が見えてきています。

引きこもり者の対策については、この間、必要性は問われているものの、具体的な対応がないまま推移しています。町内で障がい者や引きこもり者などが就労する場所は限られています。その状態に合わせた就労場所の確保について、町内既存企業への要請や障がい者の就労機関への就労先の確保が検討課題です。

（事業の概要）

多様な課題を抱えても暮らしていけるための見守りやファースト・クライアント（初回の相談者 例：家族）との相談する場を提供していきます。また、就労協力事業

所の登録制などを推進していきます。

◆困窮と就労支援に向けて取り組んでいくための目標

数値等目標		
現状	中間	最終
・引きこもり者の実態の把握を検討 ・セーフティネットとなる貸付資金のあり方の見直し ・引きこもり家族との相談事業、就労協力事業所の登録などの検討	・実態調査の実施 ・貸付金（愛情金庫等）の見直し ・就労支援策の検討	継 続
主な所管部署等	町福祉医療課、町社協	

⑧ 生活課題と解決

（事業に関する現状と課題）

主に高齢者の方や障がいを持つ方に対する包括的生活支援を既存の介護保険制度や障がい者総合支援制度などで福祉サービスの活用して行っているが、福祉サービス制度の溝を埋めたり、サービス量の不足などから選択できる生活支援サービスが必要です。また、フォーラムの開催や地域福祉活動推進普及事業（コミュニティ組織の10地区支援、町内会・自治会46か所支援）を行っていますが、先駆事例の紹介や認知度が低い地域生活課題への啓発など、近時の課題へ対応をより一層強化する必要があります。

（事業の概要）

福祉アンケート調査の結果から町住民の方への生活支援サービスメニューに選択肢を持つような体制整備ができるよう努力します。

民生委員児童委員や町内会などの身近な支援者を対象とした、先駆事例の紹介や認知度が低い地域生活課題を取り上げる研修会、講演フォーラムなどを開催します。

◆生活課題を顕在化し、解決する共生力を持つ目標

数値等目標		
現状	中間	最終
・本町にふさわしい生活支援サービスメニューの検討支援 ・社協と連携し、町内会自治会を巻き込むフォーラムなどの啓発事業の検討	・洗い出しされたメニューの点検と運用の促進 ・既存の啓発事業の支援拡充	継 続
主な所管部署等	町福祉医療課、町社協	

（３）誰もが煌めき安心して暮らせる安全なまちづくり

地域における共生を実現するためには、その基礎条件である安心して安全に暮らせるまちづくりが重要です。特に高齢者や障がい者、子どもといった支援を必要とする可能性がある人に対しては、一般的な政策等の基づくまちづくりに加えて、個別の課題に着目し、地域を包括ケアの拠点とするまちづくりが重要となります。

⑨ 交 通

（事業に関する現状と課題）

地域公共交通の現況は、ＪＲ函館本線、ニセコ・道南バス、ハイヤー会社など運送各社に加えて、倶知安町のまちなか循環バス（じゃがりん号）や実証運行中ですが郊外デマンドバス（じゃがたく）が、市街地及び郊外の住民の生活交通として運行されています。一方で、公共交通車両の乗降が難しい高齢者や障がい者など歩行などの自力移動困難者の地域内外移送については、とりわけ、老人・障がい者福祉ハイヤーチケットによる介護タクシーや社協が行っている福祉有償運送事業が担っています。

今後、移送ニーズの需要の増加に伴うドライバーなど担い手の供給不足によって、住民主体の地域内外移送の推進（福祉有償運送事業の支援）が重要となります。

・ 福祉有償運送事業（再掲）

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和 2 年
訪問介護等総延べ回数	2, 415	2, 311	2, 153	1, 954	2, 255	1, 900
うち町外	8	4	4	3	6	3 8

出典：町社協

（事業の概要）

地域内外の自力移動困難者移送支援については、有償ボランティア登録制度と組み合わせながら実施可能な支援策を推進します。

◆自力移動困難者移送支援事業の推進する目標

数値等目標		
現状	中間	最終
・生活支援のメニューとして検討支援 ・ハイヤーチケット制と福祉有償運送の整理検討	・生活支援ニーズと有償ボランティアの登録制度とのマッチング支援	継 続
主な所管部署等	町福祉医療課、町社協	

⑩ 住居と生活環境

(事業に関する現状と課題)

本町において、高齢や障がいの方にとって、住み慣れた地域で暮らすことは簡単なことではありません。四季を問わず安心できる居住環境において、住み慣れたまちで多くの生活支援メニューを選択できる環境の下、「地域包括ケアシステム」のような中学校区単位での必要な福祉資源を構築することとしてとらえられています。

(事業の概要)

これまで本町において、福祉事業、福祉サービスを提供してきた社会福祉法人、NPO法人などの公益性の高い活動を行う法人が連携し、新たなエリア（旧東陵中学校跡地）に、コミュニティ活動、福祉サービスなどの提供を行う施設整備の提案と要望を受けていることから、ハード、ソフト両面での体制の支援と構築を目指します。



◆中学校跡地の福祉エリアの拠点とする目標

数値等目標		
現状	中間	最終
・町内の5か所の福祉事業を行っている事業法人理事者から東陵中学校跡地の利活用の要望を手交	・福祉エリアの検討と調整 ・福祉エリア内の区割り実施	・福祉エリアのレイアウトの整備
主な所管部署等	町福祉医療課	

⑪ 要援護者支援

(事業に関する現状と課題)

災害発生時に支援を必要とする高齢者や障がい者など（避難行動要支援者）の安否確認や救助を目指す「災害応急対策計画」では、支援の実施主体は「町」とされています。

本アンケートの支援が必要な取り組みの上位は、「緊急時時や災害時の手助け」と

なっています。また、認知症高齢者に正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援するボランティアの方が、専用のテキストを用いた研修を受講した人（認知症サポーター）の初級養成と活動の促進が求められます。

また、一方で、主に単身高齢者の安全を確保するため、インターネット網を活用したタブレット機器による緊急通報システムで安否確認を行っています。

町社協では、家事援助の一助としての給食サービス事業及び「ふれあいサロン」活動への支援助成を行っています。急速に進む高齢社会を背景に、とりわけ単身世帯が増加の一途をたどっています。

（事業の概要）

介護保険や障がい福祉の相談業務において得られた避難行動要支援者等の情報を、同意に基づき活用することで、災害時における支援体制を整備します。

認知症サポーター（初級）養成を推進するとともに、研修終了者が地域で活動する場を提供します。高齢者見守りについては、家族と別居している単身高齢者、日中のみ独居となる高齢者を中心とした見守り体制の充実強化を図ります。

◆要援護者支援の拡充を行う目標

数値等目標		
現状	中間	最終
・ 要援護者情報の把握の検討 ・ 認知症サポーター養成研修への参加助成の検討 ・ 既存の見守り事業の検証と生活支援メニューへのシフトの検討	・ 要援護者の情報把握の手法による同意 ・ 認知症養成研修への参加 ・ 有償ボランティア登録制度とのマッチング支援	継 続
主な所管部署等	町福祉医療課、町社協	

⑫ 包括的な総合相談

（事業に関する現状と課題）

地域住民が何らかの地域生活課題を抱えたとき、自分で問題に関する専門相談窓口を見極め、課題整理して適切な窓口相談に出向くことが困難な場合があります。一方で、福祉実践者のアンケート調査では、行政機関の相談窓口や生活支援コーディネーター（町社協受託）が有効かつ大切との調査結果があります。

また、さまざまな地域生活課題の解決を図っていくためには、身近な地域におけ

る相談体制の整備と並行して、専門性を有する相談支援体制の充実も欠かせません。

近年の地域生活課題は複雑化、重複化する傾向にあり、複数の専門窓口が横断的に連携して解決を目指す必要があります。

保健福祉に関する専門的な相談については、各部署において有資格者を中心とした窓口対応のほか、業務委託などにより分野ごとに相談窓口を設置していますが、住民の保健福祉に関する生活課題は複雑化、複合化が進んでおり、単一の相談窓口だけでは対応が困難なため、相談対応の総合化が不可欠です。

（事業の概要）

分野別に専門特化した相談窓口の特性を活かしつつ、複雑化、複合化する課題を庁内外ともワンストップで相談対応できる体制づくりを整備します。

身近な地域で住民支えあい助けあいの、人間の本能的な互助の精神を、広めつつ、相談窓口の拡充を推進し、地域住民からの分野別相談員の担い手を確保するとともに活動の啓発を推進します。

◆包括的に相談かつ、的確に対応できる職員等を育成する目標

数値等目標		
現状	中間	最終
・子どもから高齢者まで総合的な相談窓口を一元化し、分野別の相談の連携系譜を検討 ・権利擁護業務や生活サポートセンターを町社協に運営を委託し設置します。	・基本的な総合窓口を福祉医療課として、連携系譜を作成する。 ・相談専任職員、受託先の相談職員の研修を実施	継 続
主な所管部署等	町福祉医療課	

⑬ 民間活力による地域福祉活動の活性化促進

（事業に関する現状と課題）

地域における福祉活動の主体は住民だけでなく、地域の各種関係団体、福祉サービス事業者、地元企業などの団体や組織も含まれます。また、企業は収益を求めるだけではなく、社会や地域住民などに貢献していく活動「社会貢献」や社会福祉法人改革の一環として「地域における公益的な取り組み」を推奨されています。

地域福祉の推進を後押しする民間活力は大きく進展しており、全国的な大手企業において清掃活動や寄付活動などが増加しています。本町において、その取り組みや

仕組みは未整備です。

(事業の概要)

近年の地域福祉活動への関心向上や社会福祉法改正、加えてSDGs（持続可能な開発目標を企業や個人に限らず、世界的に取り組むべきもの）などの時機を捉え、民間活力を積極的に評価することで、民間活力による地域福祉活動の活性化を図ります。

◆民間活力による地域福祉活動の活性化を促進する目標

数値等目標		
現状	中間	最終
企業等や社会福祉法人による「公益的な取り組み」の実態を把握する。	民間活力による地域福祉の活性化に結び付ける。	継 続
主な所管部署等	町福祉医療課	

⑭ 健康・介護予防

(事業に関する現状と課題)

住民の方の生命を守るため、本町を含めた地域センター病院として位置付けられている厚生病院に対し、夜間・休日の医療の拡充や救急医療体制等の維持のため、山ろく町村の補助事業を行っています。また、介護予防をすすめ、自立した生活を続けられるよう地域包括支援センターが、悩みごとや心配ごとのほか、健康や福祉、介護、医療に関する支援を行っています。現在、町では、国保加入者の30歳以上75歳未満の特定健診と75歳以上の後期高齢者健診のほか、がん検診等を実施しています。

しかし、受診率は低く、令和2年度国保特定健診受診率は32.2%になっています。この健診結果により生活習慣病の予防の指導等により、悪化を少しでも食い止め、医療費抑制とともに、要介護認定者へ移行しない取り組みが必要です。特に後期高齢者は、通院を理由に未受診が多く、また、健診を受けるための足の確保も必要と考えられます。

健康教育では、各団体の依頼による健康、食事等の講話、母親同士の交流・情報交換の場として、乳幼児の食教室等の教室を実施しています。

介護予防の取り組みとして、地域包括支援センターで行っている一般介護予防事業は、町内会や老人クラブ等の団体からの依頼に応じた健康教育（集団）や高齢者の筋

力やバランス力の維持、向上を目的に転倒予防教室を実施しています。

高齢者等が、住み慣れた地域で仲間づくりや世代間交流を含め、健康でいきいきとした生活が送れるよう町社協によって、サロン事業が展開されています。

(事業の概要)

地域医療を守る取り組みとして、厚生病院協力会などを拡充して、維持補助金の継続を進めます。 特定健診・後期高齢者健診など継続的に実施し、受診率を高め、生活習慣病等の発症予防・重症化予防に努めます。

町内会、老人クラブなどの要請に応じた健康教室や成人を対象とした集団栄養・運動教室を実施します。

ふれあい・いきいきサロン事業の地域エリアを超えた要介護認定に至らない高齢者を対象に町社協と連携して実施します。

◆健康・介護予防の目標

数値等目標		
現状	中間	最終
・地域センター病院の補助金維持 ・特定健診・後期の高齢者健診等の受診率が低い ・健康支援の充実 ・高齢者の孤独感や不安感の解消と健康づくりの促進	・地域病院の補助金維持 ・受診率を高める ・健康教室の実施回数の増 ・既存サロンの支援及び全町的なサロン（仮称〇〇クラブ）の立ち上げ	継 続
主な所管部署等	町福祉医療課、町社協	

